## 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書

政府は、平成27年6月30日に、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策 の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定した。

今後は、全国の自治体が平成27年度中に策定する「地方版総合戦略」の策定を推進するとともに、国はその戦略に基づく事業など"地域発"の取組を支援するため、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」や平成28年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となる。

よって、政府においては、地方創生に向けた支援として、下記の事項について 実現するよう強く要請する。

記

- 一、地方財源措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創 生関連事業・補助金、さらには、新型交付金の役割分担を明確にするとともに、 必要な財源を確保すること。
- 一、平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費(1兆円)」については、地方創生に係る各自治体の取組のベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。
- 一、平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手の良いものにすること。
- 一、新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘 案の上、適切な地方財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 9 月 25 日

寝屋川市議会

## 大阪府乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書

子どもの医療費助成制度は、子育て家庭の経済的負担を軽減することとともに、 病気の早期発見、早期治療や治療の継続を確保する上で、極めて重要な役割を担っている。

大阪府の「乳幼児医療費助成制度」は、今年4月から通院の対象年齢を就学前までに引き上げたが、所得制限の引上げなどにより多くの市町村で負担が大きくなっている。こうした中でも本市や豊能町は、対象年齢を高校卒業まで引き上げるなど、市町村独自の予算上乗せの努力による制度拡充が続いている。

大阪府がより助成対象を拡大し、所得制限をなくせば、府内の市町村においては更に制度の拡充を進めることができる。

よって、大阪府においては、下記の事項について求めるものである。

記

- 一、大阪府乳幼児医療費助成制度の対象年齢を中学校卒業まで引き上げること。
- 一、大阪府乳幼児医療費助成制度の所得制限をなくすこと。
- 一、大阪府乳幼児医療費助成制度の一部負担金を軽減すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 9 月 25 日

寝屋川市議会

## 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を 図るための2016年度政府予算に係る意見書

日本は、他の OECD (経済協力開発機構)諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。地方自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。

しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後9年もの間、国による改善計画のない状態が続いている。さらに、財務省は、子どもの数の減少を理由に、教職員定数の削減を前提とした「教職員定数合理化計画」を策定することを提唱している。

ところが、文部科学省は、新しい学習指導要領により、授業時間数や指導内容が増加していることや、日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もあり、教職員定数の戦略的充実が必要であると主張している。

このように複雑化している課題の解決には、一人一人の子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境が必要であり、現場を抱えている地方自治体の中には、厳しい財政状況の下、自治体独自で少人数教育推進への対応が行われている。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、学習指導面、生徒指導面、学級経営面からも少人数教育の推進を含む計画的な教職員の定数改善と、国の施策として定数改善に向けた財政保障が必要である。

また、義務教育国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1にかわり、その結果、自治体財政の負担も大きくなっている。教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上される環境づくりには、教育予算を国全体としてしっかり確保・充実させる必要がある。

よって、政府においては、2016年度政府予算編成において、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 一、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。<br/>
- 一、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育国庫負担制度の負担 割合を増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 9 月 25 日

寝屋川市議会